

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

平成 27 年 (2015 年) 10 月から
マイナンバーの通知が始まります!



マイナンバー制度ってなに?

社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) は、市民のみなさん一人ひとりに 12 桁の番号 (マイナンバー) を割り当て、その番号を使って市役所などの行政機関が保有する個人の情報を正確に連携させるための制度です。

マイナンバーは、公平・公正な社会の実現を目指し、行政手続きの効率化を図るための社会基盤として、社会保障、税、災害対策の各分野で活用されます。



10 月から、みなさんのお手元にマイナンバーのお知らせが届きます

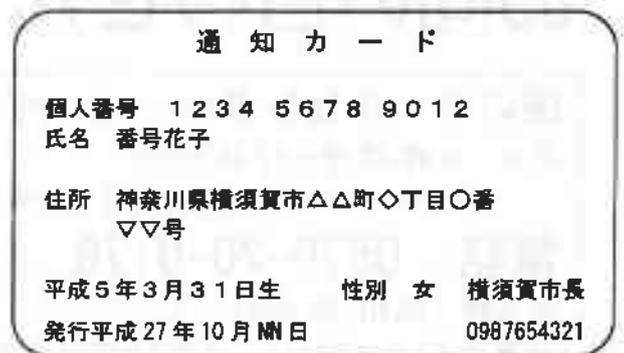
10 月から順次、住民票を有する全ての方に、マイナンバーをお知らせする「通知カード」が地方公共団体情報システム機構 (総務省の関連団体) から世帯単位で簡易書留にて住民票の住所に郵送されます。



通知カードってなに?

通知カードは、氏名、住所、生年月日、性別と、マイナンバーが記載された紙製のカードです。有効期限はありません。

市役所などで手続きをするときや、勤務先の職場で税、健康保険、雇用保険などの手続きをする際に必要となりますので、紛失しないよう、大切に保管してください。



通知カードのイメージ





個人番号カードってなに？

個人番号カードは、顔写真付きで、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されたプラスチック製のカードで、有効期限は10年（20歳未満は5年）です。

本人確認書類としてマイナンバーを確認する場で使用できるほか、付属のICチップを利用してe-Taxなどの各種電子申請を行うことができます。ICチップの中には、所得などのプライバシー性の高い個人情報記録されません。



個人番号カードのイメージ(総務省資料から)



個人番号カードはどうやってもらえるの？

個人番号カードの取得を希望する方は、通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書に顔写真を添付して機構へ返送していただきます。（1回目の交付は無料です。）

個人番号カードの交付は、平成28年1月下旬から行うことを予定しており、申請をした人には順次、市役所から交付通知書をお送りします。交付通知書、通知カード、本人確認書類などをご持参のうえ、カードを受け取っていただきます。

お預け

交付枚数が大量になることが予想され、実際にカードをお受け取りになるまでに相当の日数がかかりますので、ご了解くださるようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

国のコールセンター（制度全般について）

平日 9時30分～17時30分

（土日祝日・年末年始を除く）

電話 0570-20-0178

外国語 0570-20-0291

※平成27年10月から平成28年3月までの半年間は平日の開設時間を20時まで延長。また、年末年始を除く土日祝日も17時30分まで開設予定。

横須賀市電話対応窓口

（個人番号カード発行業務について）

平成27年10月13日（火）から

平日 8時30分～17時15分

（土日祝日・年末年始を除く）

電話 0570-09-9085

★ 個人番号カードやマイナンバー制度について、職員が説明に伺う出前トークの開催を行っています。詳細は、横須賀市窓口サービス課個人番号カード係（電話 046-822-8573）までお問い合わせください！
※グループ様単位でのお申込みです。